

令和5年度 市民税・県民税（住民税）税額決定・納税通知書のご案内

① 市民税・県民税の還付について

今年度の市民税・県民税の納付は、4・6・8月の年金から特別徴収（天引き）する分で終了いたします。調整が間に合わず、今回通知した年金から特別徴収する金額より、実際に4・6・8月の年金から徴収した税額の方が多く場合は還付の対象となります。年金支払者（厚生労働大臣等）との確認が済み次第、年金支給月の翌月以降に順次、還付のご案内を差し上げます。詳しくは、納税通知書1枚目をご確認ください。なお、還付金が発生しても、他の税金等に未納分があれば、そちらに充当する場合がございますのでご了承ください。

② 納付について

今回送付いたしました納税通知書によりご自身で納めていただく税額はございません。

③ 還付額の確認方法（例）

納税通知書1枚目の右上

◎この通知で納める税額

差引納付額	0
年税額(①+②+③)	10,000
給与からの特別徴収税額①	5,000
公的年金からの特別徴収税額②	5,000
普通徴収税額③	0
配当割額・株式等譲渡所得割額 所得割額の控除不足額④	0
④のうち充当額⑤	0

公的年金からの特別徴収税額

今年度、公的年金から特別徴収（天引き）する必要がある市民税・県民税額

仮特別徴収税額

実際に、4月・6月・8月の公的年金から特別徴収（天引き）される市民税・県民税額

納税通知書1枚目の左下

本年度特別徴収税額 ㊦ (円)		5,000	
本年度	徴収年月	税額 (円)	
	仮徴収	令和5年4月	3,000
		令和5年6月	3,000
		令和5年8月	3,000
	仮徴収税額計 ①		9,000
	本徴収税額計 ㊦-①		-4,000
	本徴収	令和5年10月	0
令和5年12月		0	
令和6年2月		0	

還付額

左例の場合、「本年度特別徴収税額 5,000 円」
- 「仮徴収税額計 9,000 円」 = 「還付額 4,000 円」となります。

※ 8月の年金天引き中止が間に合った場合、
還付額が変更となることがあります。

【問合せ・連絡先】

税務課

課税について：0778-22-3014

還付について：0778-22-3015